

すみだ検定実行委員会 規約

最終改定日：2020年4月21日

第1章 総 則

(名称)

第1条 当会は、すみだ検定実行委員会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

(目的)

第3条 当会は、墨田区のご当地検定として、すみだ検定の学習会イベント(呼称「すみけん」)を企画・主催・運営し、墨田区の活性化と産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 検定の学習会イベントの企画、開発、会場の確保、告知、受験者募集、墨田区の文化・歴史・産業・観光等の分野の問題の作成、採点、結果の告知、広報、それらに付随する事業を行う。
2. イベント参加者に対し、区内の商工業の産業施設や観光施設等から様々な特典を享受できるようにし、地域の活性化を促す。
3. 区内の商業や観光施設から協賛者を募り、それらの各種媒体に広告を掲載し、広報支援活動を行う。
4. 前各号についての情報媒体の制作並びに出版を行う。
5. 前各号に附帯又は関連する事業を行う。

第2章 実行委員

(入会)

第5条 当会の目的に賛同し、入会した者を実行委員とする。

- 2 実行委員となるには、当会所定の様式による申込みをし、実行委員長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 実行委員は、当会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 実行委員は、実行委員会議において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 実行委員は、いつでも退会することができる。ただし、やむを得ない場合を除き、1か月以上前に当会に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当会の実行委員が、当会の名誉を毀損し、若しくは当会の目的に反する行為をし、又は実行委員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、実行委員会議の決議によりその実行委員を除名することができる。

(実行委員の資格喪失)

第9条 実行委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 実行委員会議の同意があったとき。

(実行委員名簿)

第10条 当会は、実行委員の氏名又は名称及び住所を記載した実行委員名簿を作成する。

第3章 実行委員会議

(実行委員会議)

第11条 当会の実行委員会議は、定例会議及び臨時会議とし、定時会議は、毎月で開催し、臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(開催地)

第12条 当会の実行委員会議は、原則、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 実行委員会議は、実行委員の過半数の決定に基づき、実行委員長が招集する。

- 2 実行委員会議の招集通知は、会日より1週間前までに各実行委員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 実行委員会議の決議は、総実行委員の議決権の過半数を有する実行委員が出席し、出席した当該実行委員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 実行委員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 実行委員会議の議長は、実行委員長がこれに当たる。実行委員長に事故があるときは、当該実行委員会議において議長を選出する。

(議事録)

第17条 実行委員会議の議事については、議事録を作成し、実行委員会の終結までの間、主たる事務所に備えおく。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第18条 当会に、次の役員を置く。

会長 1名
監事 1名

(選任等)

第19条 会長及び監事は、実行委員会議の決議によって実行委員の中から選任する。ただし、必要があるときは、実行委員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長は、会員の互選によって定める。

(任期)

第20条 会長及び監事の任期は、実行委員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した会長又は監事の補欠として選任された会長又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(会長の職務及び権限)

第21条 会長は、当会を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、会長の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、会長及び会員に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第23条 会長は、実行委員会議の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総実行委員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 会員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受ける財

産上の利益は、実行委員会議の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業期間)

第25条 当会の事業期間は、すみだ検定の執行が終了するまでとする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当会の事業計画及び収支予算については、会長又は選任された会員が作成し、直近の実行委員会議において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第27条 当会の事業報告及び決算については、事業期間が終了する1か月前までに、会長又は選任された会員が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、実行委員会議に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 損益計算書

第6章 附 則

(設立時の実行委員)

第28条 当会の設立時の実行委員は、次のとおりとする。

設立時実行委員	大野田和弘
設立時実行委員	芳賀孝志
設立時実行委員	小田毅
設立時実行委員	日野和将

以上